

地域部会からの報告事項について (鹿児島県)



奄美大島部会

開催日：令和5年10月11日

場所：奄美市

参加者：国，県，市町村の関係部局
観光協会等の民間団体，自然保護団体等
計24団体



議事概要

1. 地域別行動計画の進捗状況について

<主な新規の取組み等>

- ① 世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会（奄美市より説明予定）
- ② アマミノクロウサギの研究飼育施設の整備
- ③ 湯湾岳山頂展望台の竣工及び利用ルールの運用開始

2. 世界遺産委員会からの要請事項への対応状況について

奄美大島部会

(1-②アミノクロウサギの研究飼育施設の整備)

アミノクロウサギの保護や野生復帰までの治療・飼育，生体展示を行うことによる野外の環境保全や利用調整を図る施設として，アミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）を大和村が整備しています。令和7年度中にオープンする予定です。



奄美大島部会

(1-③湯湾岳山頂展望台の竣工及び利用ルール of 運用開始)

令和4年11月に、大和村・宇検村にまたがる湯湾岳山頂付近に、世界自然遺産の山並みを望むことができる展望台を環境省が整備しました。

展望台の整備と合わせて、環境省、林野庁、鹿児島県、大和村、宇検村により自然環境の保全と持続可能な利用の促進のために「利用ルール」の運用が開始されました。



奄美大島部会

(1-③湯湾岳山頂展望台の竣工及び利用ルールへの運用開始)

貴重な自然環境の保全のためのルール

-  1
-  2
-  3
-  4

1 動植物をとらない、持ち帰らない

動物の捕獲や植物の採取は行わないでください。
湯湾岳周辺は奄美群島国立公園の特別保護地区に指定されており、原則として許可なく動植物の捕獲・採取等はできません。

2 外来種等を持ち込まない、拡散しない

衣服に付着した種子の確認や靴底の泥を十分落とすなど、外部から種子を持ち込まないよう配慮をお願いします。
在来種であっても人為的な持込みは行わないでください。

3 植物を踏まない、樹木の枝を折らない・切らない

歩道沿いにも希少な植物が生育しています。歩道や広場においては、周辺の植物を踏まないよう注意してください。
また、樹木の伐採や剪定は行わないでください。

4 歩道や広場以外の場所に立ち入らない

自然環境の保全のため、道や広場を外れて脇道や林内に立ち入らないでください。

5

山頂の保全ゾーンには立ち入らない

山頂の**保全ゾーン**は、特に希少な植物が生育し、自然環境の保全上、最大限の配慮が求められます。また、歩道のぬかるみが多く見られることから、利用による拡幅が懸念されています。
希少な植物等を厳正に保全するため、祠広場より奥の山頂の**保全ゾーン**には利用のために立ち入らないようにお願いします。

※宇検調査等にかかる立ち入り等については認められる場合があります。詳しくは裏面表紙「ルートについて詳しくはこちら」のQRから。

持続可能な利用の促進のためのルール

-  1
-  2
-  3

1 少人数利用等の推進

準保全ゾーンの宇検村登山口からの登山道は、湯湾岳の貴重な自然環境に対する利用のインパクトの軽減化や森の静寂性、厳かな雰囲気を持たないよう、利用は**1グループ8人程度以下**を目標水準とした少人数による利用を心掛けてください。

2 ガイド帯同の推奨

準保全ゾーンでは、自然体験の質の向上や、自然環境への負荷を低減した適正な利用の推進のため、**ガイド帯同を推奨**します。
ガイドについては奄美大島エコツアーガイド連絡協議会(右上のQRコード参照)、大和村集落まると体験協議会(0997-57-2828)、宇検村ガイド協会(090-1161-7521)まで。



3



地元から神聖視される場所としての配慮

湯湾岳は奄美大島の始祖アマミコ・シニレク降臨の伝説や、興湾大観の墓所の伝承が残り、地域の信仰の対象となっています。
祠広場には、こうした石碑や祠が祭られていることから、**厳かな雰囲気を持たないような利用**をお願いします。

※**保全ゾーン** **準保全ゾーン** **祠広場**については裏面地図参照



湯湾岳山頂 展望台

登山道の終着点。山頂付近からの景色が楽しめる他、湯湾岳にまつわる伝説を紹介する看板も。



展望台からの眺め



湯湾岳公園 展望台

展望台公園駐車場から徒歩数分程度の場所にあり、焼内湾を一望できる眺望を手軽に楽しむことができます。展望台公園には休憩用の東屋やトイレも整備されています。



- 外来種対策，希少種保護対策のいずれにおいても，普及啓発や子どもたちへの教育に力を入れてほしい。
- ロードキル対策について，普及啓発だけでなく，ハード対策も進めていく必要がある。例えば，動物が道路に飛び出してこないようにするだけでなく，人間が動物に早く気づくような整備も必要ではないか。
- ナガエツルノゲイトウやセンダンキササゲ，コケセンボンギクモドキなどの在来種との交雑が心配な外来種について，早急に対応を進めてほしい。

徳之島部会

開催日：令和5年11月7日

場所：天城町

参加者：国，県，市町村の関係部局
観光協会等の民間団体，自然保護団体等
計20団体

議事概要

1. 地域別行動計画の進捗状況について

<主な新規取組み等>

- ① 徳之島世界遺産センター，道の駅の整備
- ② 特定外来生物シロアゴガエルの生息確認
- ③ 徳之島エコツアーガイド人材育成研修（伊仙町より説明予定）

2. 世界遺産委員会からの要請事項への対応状況について



徳之島部会

(1 - ①徳之島世界遺産センター，道の駅の整備)

世界自然遺産となった徳之島の保全管理の拠点施設，適正利用を推進するための利用の拠点施設として，（仮称）徳之島世界遺産センターを環境省が整備しています。

また，同じ敷地内に徳之島町が直売所や郷土料理レストランなどの機能を持たせた観光拠点施設を整備しています。いずれも令和6年12月頃にオープンする予定です。



広場正面から見ると、三方通岳と対峙した建物の姿が見える計画



展示計画 (ZONE2 世界自然遺産 徳之島を知る)



展示計画 (ZONE3 感じるネイチャーリング)

徳之島部会

(1 - ②特定外来生物シロアゴガエルの生息確認)

特定外来生物シロアゴガエルが、令和5年5月に発見され、その後徳之島南東部に広く生息していることが確認されました。国，県，関係町，民間団体が連携し，成体や卵塊等の物理的防除，塩素剤を用いた化学的防除を実施しています。



シロアゴガエルの成体（左），泡巣（右）
（環境省沖縄奄美自然環境事務所ホームページより）

徳之島部会

(地域関係者からの主な意見)

- 外来種対策，希少種保護対策のいずれにおいても，チラシやポスターだけでなく防災無線の活用など，様々な方法で普及啓発に努めてほしい。
- 新しく整備される施設で働く人がちゃんと住民に対して情報発信をしたり，受け入れたりすることができるように働く人たちの人材育成を行ってほしい。
- ロードキル対策を進めるときは，地域関係者の意見も参考にしてもらいたい。
- 徳之島の世界遺産地域は遺産登録された4島の中で一番小さい。しっかりと保全できるように住民の理解を進めてもっと保全が進むようにお願いしたい。

2. 世界遺産委員会からの要請事項への対応状況について

要請事項	内容	対応状況
a. 観光管理	特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。	<p>【利用調整】</p> <ul style="list-style-type: none">● 奄美群島持続的観光マスタープランに基づき保護上重要な地域（金作原，奄美市道三太郎線周辺，湯湾岳，林道山クビリ線）において利用ルールを運用。（環境省，林野庁，鹿児島県，関係市町村）● 令和6年度～奄美群島持続的観光マスタープランの改定に向けた検討を開始（鹿児島県） <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none">● 奄美大島世界遺産センターを整備・開館（令和4年7月）。（環境省）● 奄美自然観察の森を整備・リニューアルオープン（令和4年10月）。（鹿児島県，龍郷町）● 徳之島世界遺産センター（仮称）を整備中（令和6年12月頃開館予定）。（環境省）

2. 世界遺産委員会からの要請事項への対応状況について

要請事項	内容	対応状況
b.ロードキル対策	絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理措置の有効性を緊急に見直し、必要な場合は強化すること（アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナを含むがこれらに限定しない）。	<ul style="list-style-type: none">● アマミノクロウサギ交通事故防止キャンペーン，チラシ・ポスター作成，交通事故件数看板の設置等の普及啓発を実施。（環境省，鹿児島県，関係市町村）● ロードキル多発路線であった奄美市道三太郎線周辺において利用ルールを運用。（環境省，鹿児島県，奄美市）● ロードキル多発路線である大和村道マテリヤ線，瀬戸内町道網野子峠線，県道花徳浅間線、県道松原轟木線に侵入防止柵（防獣ネット），県道名瀬瀬戸内線（79号線）にガードレール等，母間農免道路線にウェーブポスト（車線分離標）及びビームガイド（反射板）を設置。（鹿児島県，関係市町村）● 母間農免道路線にバンプ舗装及び路面舗装を実施。（徳之島町）

2. 世界遺産委員会からの要請事項への対応状況について

要請事項	内容	対応状況
c.河川再生	可能な場所では、強固な人工的インフラから、水流回復（replenishment）、植生回復（vegetation）、多様な生息地の形成をもたらすような、自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するために、包括的な河川再生戦略を策定すること。	<ul style="list-style-type: none">● 奄美大島において、「河川再生戦略」に基づき、河川工作物が顕著で普遍的な価値（OUV）に与える影響について既存文献調査及び有識者ヒアリングを実施。その結果から既存の河川工作物のうちリュウキュウアユの遡上を阻害していることが確認された奄美市住用の川内川にある砂防堰堤2基（県管理）について、令和5年度以降モデル的に改修について検討を実施。（鹿児島県）● 令和5年9月から、奄美大島、徳之島における既存治山施設を対象としたモニタリング調査に着手。（林野庁）

2. 世界遺産委員会からの要請事項への対応状況について

要請事項	内容	対応状況
d.森林管理	緩衝地帯での森林伐採について、個々の伐採区域の数と総面積の両方において、現在のレベル以下に制限する、または現在のレベルから減少させ、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内に限定すること。	<ul style="list-style-type: none">● 奄美大島において、緩衝地帯での森林伐採が遺産価値に影響していないか把握するため、有識者ヒアリングを実施し、調査計画を検討。また、「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に基づき林業事業者、行政関係者間での情報共有を実施。（鹿児島県）● 森林生態系の適切な管理を実現するため、奄美大島の森林保全と地域の産業振興との両立が特に求められる緩衝地帯や周辺地域を対象として、二次林の伐採後の植生回復調査等を通じた科学的知見の収集と森林生態系の保全に配慮した管理方法の検討及び森林モニタリング手法の開発を支援。（林野庁）